

事務連絡
平成27年2月16日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）を適用した消防の用に供する機械器具等については、従前は検定対象機械器具等についてのみ情報提供していたところですが、今般「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第88号）により、自主表示対象機械器具等の品目が拡大されたこと等に伴い、その対象に自主表示対象機械器具等を追加することとしました。

つきましては、平成26年1月から平成26年12月までに特例基準を適用し、消防法第21条の9又は同法第21条の16の3の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなった検定対象機械器具等については7品目13型式、また、自主表示対象機械器具等については8品目26型式について、下記のとおり情報提供いたします。

また、特例基準を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 消火器（令第37条第1号）関係①

（主な特例事項：本体容器の構造）

（1）特例基準適用品

ア 申請者 株式会社初田製作所

イ 種 別 小型消火器

ウ 型 式 粉末（ABC） 3.0kg（蓄圧式、樹脂製）

エ 型式番号 消第26～5号

オ 型式承認日 平成26年3月31日

（2）概要

ア 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第53条の規定に

基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 本体容器にポリエチレンナフタレートを用いた消火器（以下「樹脂製消火器」という。）である。

ウ 樹脂製消火器は、キャップ等が化粧カバーで覆われているため、点検の際、分解整備及び再充填等ができない構造である。従って、点検については、別途示している点検要領（「基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領について」（平成26年12月5日付け消防予第473号））により行うこと。

2 消火器（令第37条第1号）関係②

（主な特例事項：安全弁）

（1） 特例基準適用品

ア 申請者 日本ドライケミカル株式会社
イ 種 別 小型消火器
ウ 型 式 二酸化炭素2.0kg（アルミニウム製）
エ 型式番号 消第26～35号
オ 型式承認日 平成26年12月16日

（2） 概要

ア 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第53条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 安全弁の作動範囲の上限値を19.6メガパスカル、下限値を17.5メガパスカルとし、本体容器をアルミニウム合金製とする消火器である。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）

（主な特例事項：散水分布）

（1） 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 ヤマトプロテック株式会社
（イ）種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
（ウ）型 式 バルブ型C68、呼称15（標準r2.8、下向き）
（エ）型式番号 ス第26～1号
（オ）型式承認日 平成26年1月23日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 ヤマトプロテック株式会社
（イ）種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
（ウ）型 式 バルブ型C93、呼称15（標準r2.8、下向き）
（エ）型式番号 ス第26～2号
（オ）型式承認日 平成26年1月23日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 株式会社立売堀製作所
（イ）種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
（ウ）型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
（エ）型式番号 ス第20～30～1号
（オ）型式承認日 平成26年5月9日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 株式会社立売堀製作所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）
- (エ) 型式番号 ス第20～31～1号
- (オ) 型式承認日 平成26年5月9日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2.8メートルとするものである。

4 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係①

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

- (ア) 申請者 小熊機械株式会社
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 湿式流水検知装置（二次側調圧装置付）
K50・60、100（16K、縦）
- (エ) 型式番号 流第26～7号
- (オ) 型式承認日 平成26年2月28日

イ 流水検知装置

- (ア) 申請者 アイエススプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 湿式流水検知装置（二次側調圧装置付）
K50・60、100（16K、縦）
- (エ) 型式番号 流第26～12号
- (オ) 型式承認日 平成26年4月23日

ウ 流水検知装置

- (ア) 申請者 株式会社宮本工業所
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 湿式流水検知装置（二次側調圧装置付）
K50・60、100（16K、縦）
- (エ) 型式番号 流第26～13号
- (オ) 型式承認日 平成26年4月23日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水又は泡水溶液（以下「加圧水等」という。）を満たした状態にあり、一次側圧力が一定範囲内である場合、二次側圧力を設定圧力範囲内に調整することができるものである。
- ウ 弁体が玉形弁構造のものである。

5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係②
（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- イ 種 別 流水検知装置
- ウ 型 式 予作動式（湿式）、開閉型100（10K、縦）
- エ 型式番号 流第20～23～1号
- オ 型式承認日 平成26年8月25日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

6 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係③
（主な特例事項：機能）

(1) 特例基準適用品

- ア 流水検知装置
 - (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
 - (イ) 種 別 流水検知装置
 - (ウ) 型 式 湿式（小流量検知型）K35・50・60、
作動弁型65（10K、縦）
 - (エ) 型式番号 流第26～14号
 - (オ) 型式承認日 平成26年9月16日

イ 流水検知装置

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 流水検知装置
- (ウ) 型 式 湿式（小流量検知型）K35・50・60、
作動弁型100（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第26～15号
- (オ) 型式承認日 平成26年9月16日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 検知流量定数（流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。）35、50及び60に応じて、機能するものである。

7 火災報知設備の感知器（令第37条第4号）
（主な特例事項：感度）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 日本ドライケミカル株式会社

イ 種 別 光電アナログ式スポット型感知器（熱対応式及び試験機能付）
ウ 型 式 （28V、5mA）・公称感知濃度2.6%/m～17%/m
非防水型、普通型、再用型、散乱光式
エ 型式番号 感第26～37号
オ 型式承認日 平成26年12月16日

(2) 概要

- ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第44条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 周囲の温度を感知し、当該周囲の温度の上昇に応じて、煙感度を変化させる（周囲の温度が上昇すると、煙感度を低くして火災感度を高める）機能を有するものである。
- ウ 火災の早期発見及び感知器の誤作動を防ぐものである。
- エ 感知器の下端は、取付け面の下方0.4メートル以内の位置に設けることが望ましいこと。

【自主表示対象機械器具等】

1 消防用ホース（令第41条第2号）関係①
（主な特例事項：呼称、使用圧）

(1) 特例基準適用品

ア 消防用ホース

(ア) 届出者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.4、
呼称300（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

(エ) 届出番号 H0327NC01A

(オ) 届出日 平成26年6月10日

イ 消防用ホース

(ア) 届出者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.4、
呼称200（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

(エ) 届出番号 H0327NC02A

(オ) 届出日 平成26年6月10日

ウ 消防用ホース

(ア) 届出者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.2、
呼称300（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

(エ) 届出番号 H0327NC03A

(オ) 届出日 平成26年8月22日

エ 消防用ホース

(ア) 届 出 者 帝国繊維株式会社
(イ) 種 別 消防用ホース
(ウ) 型 式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1. 4、
呼称250 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント綾織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0327NC04A

(オ) 届 出 日 平成26年11月28日

オ 消防用ホース

(ア) 届 出 者 芦森工業株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1. 3、
呼称300 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント交織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0124NA01A

(オ) 届 出 日 平成26年12月3日

カ 消防用ホース

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1. 3、
呼称300 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント綾織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0224NC01A

(オ) 届 出 日 平成26年12月24日

キ 消防用ホース

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、使用圧1. 5、
呼称200 (シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィ
ラメント綾織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0227NC01A

(オ) 届 出 日 平成26年12月24日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (平成25年総務省令第22号) 第47条の
規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 内径が呼称300、250又は200のもので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂
のものである。

ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わら
ないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

2 消防用ホース (令第41条第2号) 関係②

(主な特例事項: 呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 消防用ホース

(ア) 届 出 者 帝国繊維株式会社
(イ) 種 別 消防用ホース
(ウ) 型 式 保形、合成樹脂、使用圧1.6、呼称35 (シングル、ポリエステル・
ポリエステルモノフィラメント綾織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0345OC01A

(オ) 届 出 日 平成26年8月22日

イ 消防用ホース

(ア) 届 出 者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 消防用ホース

(ウ) 型 式 保形、合成樹脂、使用圧1.6、呼称35 (シングル、ポリエステル・
ポリエステルモノフィラメント綾織、円織)

(エ) 届 出 番 号 H0345OC02A

(オ) 届 出 日 平成26年8月22日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (平成25年総務省令第22号) 第47条の
規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 屋内消火栓設備のうち易操作性1号消火栓又は2号消火栓に用いられる保形ホースであ
ってホースの圧力損失を軽減するために呼称35としたものである。

3 消防用吸管 (令第41条第3号)

(主な特例事項：呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 届 出 者 長野ポンプ株式会社

イ 種 別 消防用吸管

ウ 型 式 呼称80、合成ゴム、使用温度範囲 (-25~40℃)

エ 届 出 番 号 S0520000

オ 届 出 日 平成26年12月22日

(2) 概要

ア 消防用吸管的技術上の規格を定める省令 (昭和61年自治省令第25号) 第23条の規
定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 消防用吸管に使用するねじ式の結合金具でかんごう部が呼称75のものに装着する呼称
80の消防用吸管である。

4 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (令第41条第4号) 関係①

(主な特例事項：構造)

(1) 特例基準適用品

ア 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社

(イ) 種 別 消防用結合金具

(ウ) 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称65

(エ) 届 出 番 号 C17KF02A

(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

イ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称75
(エ) 届 出 番 号 C17KG02A
(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

ウ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧2.0、ねじ式、呼称100
(エ) 届 出 番 号 C17KI01A
(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

エ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧2.0、ねじ式、呼称100
(エ) 届 出 番 号 C17KI02A
(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

オ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
(エ) 届 出 番 号 C17KM01A
(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

カ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
(エ) 届 出 番 号 C17KM01B
(オ) 届 出 日 平成26年7月22日

(2) 概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

5 消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係②

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧0.9、ねじ式、呼称65 (吸管用)
- (エ) 届 出 番 号 C17KF01A
- (オ) 届 出 日 平成26年7月8日

イ 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧0.9、ねじ式、呼称65 (吸管用)
- (エ) 届 出 番 号 C17KF01B
- (オ) 届 出 日 平成26年7月8日

ウ 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧0.9、ねじ式、呼称75 (吸管用)
- (エ) 届 出 番 号 C17KG01A
- (オ) 届 出 日 平成26年7月8日

エ 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧0.9、ねじ式、呼称75 (吸管用)
- (エ) 届 出 番 号 C17KG01B
- (オ) 届 出 日 平成26年7月8日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、消防用吸管の接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

6 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具(令第41条第4号) 関係③

(主な特例事項：構造)

(1) 特例基準適用品

- ア 届 出 者 帝国繊維株式会社
- イ 種 別 消防用結合金具
- ウ 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
- エ 届 出 番 号 C06KM01A
- オ 届 出 日 平成26年8月19日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式

の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

7 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係④

（主な特例事項：構造、呼称）

（1）特例基準適用品

ア 消防用結合金具

（ア）届出者 ヨネ株式会社

（イ）種別 消防用結合金具

（ウ）型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称200（大量送水用）

（エ）届出番号 C14KN01A

（オ）届出日 平成26年5月23日

イ 消防用結合金具

（ア）届出者 ヨネ株式会社

（イ）種別 消防用結合金具

（ウ）型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称300（大量送水用）

（エ）届出番号 C14KN02A

（オ）届出日 平成26年5月23日

（2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 呼称300又は200のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。

オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

8 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係⑤

（主な特例事項：構造、呼称）

（1）特例基準適用品

ア 消防用結合金具

（ア）届出者 櫻護謨株式会社

（イ）種別 消防用結合金具

（ウ）型式 使用圧1.3、ねじ式、呼称300（大量送水用）

（エ）届出番号 C17KN01A

（オ）届出日 平成26年10月9日

イ 消防用結合金具

- (ア) 届出者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種別 消防用結合金具
- (ウ) 型式 使用圧1. 3、ねじ式、呼称300 (大量送水用)
- (エ) 届出番号 C17KN02A
- (オ) 届出日 平成26年10月9日

ウ 消防用結合金具

- (ア) 届出者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種別 消防用結合金具
- (ウ) 型式 使用圧1. 6、ねじ式、呼称200 (大量送水用)
- (エ) 届出番号 C17KN03A
- (オ) 届出日 平成26年10月9日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 呼称300又は200のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。
- オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課 担当：巴 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
